

## 硫黄島などにおける遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施について

### DNA鑑定の取組

- DNA鑑定は、血縁関係の存否を、同じDNA型を持ち合わせる確率により推定するものであるが、血縁関係の判断に当たっては、DNA型判定の結果のみならず、関係する情報（遺留品、埋葬者名簿、遺骨の収容地の埋葬者数等）も併せて総合的に判断する必要がある。
- **平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施。**

しかし、遺留品や埋葬者名簿等の情報があるケースは限られている…

### 平成28年度の対応

- 遺留品や埋葬者名簿等がなくても**部隊記録等から戦没者をある程度特定できる場合に、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかけること（遺族への呼びかけ範囲の拡大）を実施。**

※部隊記録等が残る沖縄県のうち、遺骨（歯）が多く収容されている沖縄県内の4地域（「まかび真嘉比」、「こうち幸地」、「おおさとあざたかひら大里字高平」、「きょうづか経塚」）の75検体のDNA情報を抽出し、遺族への呼びかけと鑑定を実施。

#### 結果

所在が判明した遺族1,736件（※）に呼びかけ、それに応じた遺族360件のうち、検体が提出された遺族335件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**

※ 1件について複数名から検体が提出される場合あり。

### 平成29年度からの対応

- 沖縄4地域の75検体に、沖縄6地域（「まえだ前田」、「いはら伊原」、「こめす米須」、「きやん喜屋武」、「まかべ真壁」、「くしかみずんざはら具志頭須武座原」）の9検体を加えた84検体について、さらなる試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、**広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募集。**
- 申請のあった遺族については、部隊記録等の厚生労働省保管資料に加えて、**申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施。**

#### 結果

平成31年2月15日までに遺族387件の申請があり、検体が提出された遺族332件との間でDNA鑑定を実施したが、**戦没者の身元特定には至らず。**（昨年12月末に記者発表を行った以降にも、遺族46件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至らず。） 1

## 身元特定に至らなかった理由として考えられる要素

- 沖縄で収骨した遺骨のほとんどは焼骨され、沖縄戦没者墓苑に納骨済である。
- DNA鑑定の対象となる検体に対する戦没者の遺族の絞り込みが困難である。
- 高温多湿等の土地で長期間経過した沖縄戦没者の遺骨は保存状態が悪く、鑑定に必要なDNAが検体から十分に抽出できない遺骨が多い。
- 検体を提供いただいた遺族が戦没者から遠い親族関係にある場合には、判定が難しい。

これまでの結果を踏まえ、平成31年3月に、平成31年4月以降の対応として、下記を公表。

- 沖縄の戦没者遺骨（試行的取組の拡充）**
  - ・沖縄県が未焼骨で保管している遺骨（沖縄県の報告によると約700柱（平成30年3月末時点）を精査し、DNAの抽出可能な遺骨を選別。
  - ・沖縄県内の各地にある慰霊塔内にあるとされる遺骨について、管理者等の意向を踏まえたうえで、DNA鑑定の対象となり得るものを調査。

なお、沖縄10地域については、沖縄県や関係者からの要請もあり、引き続き公募による申請を受け付けるとともに（適切に広報）、新たに当該地域に該当する遺骨からDNAが抽出できた場合は、既申請者とも改めて鑑定。

- 南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む）の戦没者遺骨**
  - ・遺留品等、戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定については、別途、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手、専門家から意見を伺いながら、平成31年夏を目処に検討。
- 遺留品を伴う戦没者遺骨、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者遺骨（埋葬地名簿等が存在）**
  - 記名のある遺留品や埋葬地名簿等を手掛かりに、引き続きDNA鑑定を実施。

## 「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）（抄）

### <南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定について>

- 南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、
  - ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
  - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
  - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
  - ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないことから、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。
  
- そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、
  - ・ 推定戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
  - ・ 推定戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
  - ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。  
ことが考えられる。その場合、鑑定体制の充実が不可欠である。
  
- また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえよう、積極的な広報に努める必要がある。

### 上記の結果も踏まえ、令和2年度から、以下の内容を実施する。

- 南方等の戦闘地域（沖縄及び硫黄島を含む）の戦没者遺骨
  - ・ 遺留品等、戦没者を推定する手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定を、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁においても、公募により試行的に実施する。  
(戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨（検体）数の割合が多い地域)
  - ※ 他の地域については、上記の実施結果を踏まえ、今後、検討を行う。

(参考)第2回「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」(令和元年7月2日)資料(抄)(数値を更新)

南方等戦闘地域の各島・地域の戦没者数・収容遺骨数(令和元年8月末現在)

	島名・地域名	戦没者概数(人)	政府派遣収容遺骨数(柱)※1	検体数※2
200,000	フィリピン共和国 ルソン島	272,500	49,337	40※3
	中国東北地方等(ノモンハン地域)	245,400※4	39,330※4※5	92※6
	沖縄	188,100	187,410※7	185※8
	ミャンマー	137,000	91,430※5	102
100,000	バブアニューギニア独立国(東部ニューギニア)	127,600	51,410※5	280
50,000	フィリピン共和国 レイテ島	79,000	16,211	—※3
	フィリピン共和国 ミンダナオ島	63,700	7,925	—※3
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島サイパン島	55,300	29,228	153※9
	インドネシア共和国(西イリアン)	53,000	33,430※5	36※10
20,000	インドネシア共和国(西イリアンを除く地域)	31,400	11,030※5	—※10
	バブアニューギニア独立国 プーゲンビル島	33,500	10,660	936※11
	インド	30,000	19,950※5	4
	樺太・千島・アメリカ合衆国アリューシャン	24,400※12	1,800※5※12	80※13
	ソロモン諸島 ガダルカナル島	22,000	15,568	—※11
	硫黄島	21,900	10,460※5	513
	タイ・マレーシア・シンガポール	21,000※14	20,200※5※14	2※15
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島グアム島	20,000	516	—※9
	アメリカ合衆国 マリアナ諸島テニアン島	15,500	10,502	—※9
	バブアニューギニア独立国 ビスマーク諸島ニューブリテン島	13,500	3,168	—※11
10,000	フィリピン共和国 セブ島	11,700	10,790	—※3
	パラオ共和国 ベリリュー島	10,200	7,789	91※16
5,000	マーシャル諸島共和国 クェゼリン島	8,300	146	—※17
	ミクロネシア連邦 トラック諸島(全体)	5,900	4,096	22
1,000	ミクロネシア連邦 メレヨン島	4,900	3,052	6
	キリバス共和国 ギルバート諸島タラワ島	4,200	178	164※18
	マーシャル諸島共和国 ウォッツェ島	2,900	256	73※17
	アメリカ合衆国 ウェーク島	2,200	820	6
	パラオ共和国 アンガウル島	1,200	920	—※16
	ツバル ヌイ島	—	1	1

○ 厚労省保管の人事関係資料では、南方については、一般的に、死没場所が詳細な地名でなく、国名や島の名称となっている場合が多い。そのため、鑑定対象の母集団は一般的にその国内や島内の戦没者数にならざるを得ない。

○ 南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数は、計2,796(※)。なお、旧ソ連・モンゴルの抑留中死亡者の遺骨の検体数は、旧ソ連7,033、モンゴル653であり、南方等戦闘地域の戦没者遺骨の検体数と合わせると、計10,482。  
※地域不明として受領した11を含む。

(参考)旧ソ連抑留中死亡者埋葬地  
ハバロフスク(名簿登載 1,034、収容柱数 897)

※1 政府派遣収容遺骨数には、政府派遣以外に持ち帰られた遺骨や現地住民等が収容し政府派遣団が受領した遺骨であって収容地点が不明な遺骨等は計上していない。  
 ※2 身元が特定され、御遺族にお返ししたものを除く。  
 ※3 フィリピンで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、フィリピン全体を一つの地域として整理し、ルソン島の欄に計上している。  
 ※4 ノモンハン地域は、中国東北地方とモンゴルにまたがる国境付近の地域であり、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。  
 ※5 収容遺骨概数であり、政府派遣以外に復員等の際、戦友等により持ち帰られた遺骨等を含む。  
 ※6 全てノモンハン地域で収容された遺骨の検体である。  
 ※7 政府による収容数と沖縄県民による収容数を合計した概数である。また、平成30年度に収容した遺骨が鑑定中であるため、暫定値である。  
 ※8 185柱とは別に沖縄県で保管中(推定約700柱)の遺骨について検体となり得るものを精査予定である。  
 ※9 マリアナ諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マリアナ諸島全体を一つの地域として整理し、サイパン島の欄に計上している。  
 ※10 インドネシアで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、インドネシア全体を一つの地域として整理し、西イリアンの欄に計上している。  
 ※11 ビスマーク・ソロモン諸島で収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、ビスマーク・ソロモン諸島全体を一つの地域として整理し、プーゲンビル島の欄に計上している。  
 ※12 樺太・千島・アリューシャンについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。  
 千島には占守島(死傷者数:約600人、政府派遣収容遺骨数:58柱、検体数44)が含まれる。アリューシャンには、アッツ島(戦没者概数:2,600人、政府派遣収容遺骨数:320柱、検体数0)が含まれる。  
 ※13 樺太で収容された遺骨の検体36と、占守島で収容された遺骨の検体44の合計数である。  
 ※14 タイ・マレーシア・シンガポールについては、地域別の戦没者概数や地域別の戦友等により持ち帰られた遺骨数が不明であるため、まとめて一つの地域として整理し、計上している。  
 ※15 全てタイで収容された遺骨の検体である。  
 ※16 パラオで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、パラオ全体を一つの地域として整理し、ベリリュー島の欄に計上している。  
 ※17 マーシャルで収容された遺骨の検体は、島ごとの分類ができないものがあるため、マーシャル全体を一つの地域として整理し、ウォッツェ島の欄に計上している。  
 ※18 米国から受領した検体を含む。

## DNA鑑定 of 検体の採取部位について

### 現在の方針

- DNA鑑定に当たっては、遺骨の一部である検体からDNAを抽出し、鑑定を行っており、検体の対象とする部位については、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、決定している。
  - 平成29年4月からは、歯に加え、四肢骨も対象としている。
- ※ 我が国では、遺骨の一部をDNA鑑定 of 検体として採取後、我が国の慣習に基づく慰霊行事の一環として、残りの遺骨を現地で焼骨している。

### 「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ(令和元年8月2日)(抄)

- DNA抽出の可能性を高めるため、現在の歯及び四肢骨に加え、頭蓋骨(側頭骨)の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。

### 今後の方針

- 上記の結果を踏まえ、今後は、現在の歯及び四肢骨に加え、頭蓋骨(側頭骨)の錐体部も検体の対象とする。